

○ 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 略」</p> <p>第五章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条の三）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 総則（第二百二十六条の四）</p> <p>第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い</p> <p>い</p> <p>第一目 総則（第二百二十七条―第二百二十九条）</p> <p>第二目 内部格付手法準拠方式（第二百五十二条―第二百</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第四章 同上」</p> <p>第五章 証券化エクスポージャーの取扱い</p> <p>第一節 総則（第二百二十四条―第二百二十六条）</p> <p>第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額</p> <p>第一款 標準的手法の取扱い（第二百二十七条―第二百三十条）</p> <p>第二款 内部格付手法の取扱い（第二百三十一条―第二百四十八条）</p>

三十五条)

第三目 外部格付準拠方式(第二百三十六条―第二百三十八条)

第四目 内部評価方式(第二百三十九条―第二百三十九条の六)

第五目 標準的手法準拠方式(第二百四十条―第二百四十四条)

第六目 リスク・ウェイトの上限(第二百四十五条)

第七目 適格SIC証券化エクスポージャー(第二百四十五条の二)

第三款 信用リスク削減手法(第二百四十六条―第二百四十八条)

〔第五章の二〕第七章 略〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

三十五条)

第三目 外部格付準拠方式(第二百三十六条―第二百三十八条)

第四目 内部評価方式(第二百三十九条―第二百三十九条の六)

第五目 標準的手法準拠方式(第二百四十条―第二百四十四条)

第六目 リスク・ウェイトの上限(第二百四十五条)

第七目 適格SIC証券化エクスポージャー(第二百四十五条の二)

第三款 信用リスク削減手法(第二百四十六条―第二百四十八条)

〔第五章の二〕第七章 略〕

附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

〔第五章の二〕第七章 同上〕

附則

(定義)

第一条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

二の二 〔同上〕

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であつて、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の前資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

ロ 「略」

〔三〇七 略〕

八 標準的手法 第三章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔九〇十一 略〕

十二 内部格付手法 第四章に定めるところにより、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔一三〇二十二 略〕

二二の二 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となつた全ての原資産の集合をいう。

〔二二三〇七十二 略〕

七十三 IRB プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該エクスポージャーと同種のエクスポージャーに内部格

イ 原資産の全部が単一の証券化取引に係るエクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）である証券化取引であつて、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

ロ 「同上」

〔三〇七 同上〕

八 標準的手法 第三章並びに第五章第一節及び第二節第一款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔九〇十一 同上〕

十二 内部格付手法 第四章並びに第五章第一節及び第二節第二款に定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

〔一三〇二十二 同上〕

〔号を加える。〕

〔二二三〇七十二 同上〕

七十三 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エク

付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ていること。

ロ 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分な情報を取得していること。

ポージヤーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質の全てを満たすものをいう。

イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。

ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。

ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。

ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の審査を行っていること。

ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十四 混合プール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの一部についてのみ前号に掲げる要件を満たすものをいう。

七十五 SPプール 裏付資産のプールであつて、当該プールを構成するエクスポージャーの全てが第七十三号に掲げる要件のいづれかを満たさないものをいう。

七十四 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十七号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十五 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質のすべてを満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたつて、毎月の一定時点における最終指定親会社等及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償

七十六 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、一的最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあつては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

七十六の二 「略」

七十七 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原資産の管理、原資産の債務者に対する原資産の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下この号において同じ。）が行う信用供与であつて、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するもの

還又はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

ニ ハに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

七十六 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

七十六の二 「同上」

七十七 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

であること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

〔七十八〜八十五 略〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 「略」

〔2・3 略〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。）とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分については最終指定親会社を標準的手法採用最終指定親会社とみなして第五章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法によ

〔七十八〜八十五 同上〕

（内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限）

第十三条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法をいい、先進的内部格付手法採用最終指定親会社にあつては標準的手法を含む。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第六号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

り算出した額を控除した額をいう。

〔5・6 略〕

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条 標準的手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一 第二節に規定するリスク・ウェイトを資産の額並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条の規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額

二 第五章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

三 〔略〕

四 〔略〕

（格付等の使用基準の設定）

第十六条 〔略〕

〔2・3 略〕

〔5・6 同上〕

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条 〔同上〕

一 第二節に定めるリスク・ウェイトを資産の額又は第三節に定めるオフ・バランス取引若しくは第四節に定める派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第五十五条及び第二百二十四条から第二百三十条までの規定により算出された信用リスク・アセットの額の合計額  
〔号を加える。〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

（格付等の使用基準の設定）

第十六条 〔同上〕

〔2・3 同上〕



4 この章において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付（以下この項において「格付」と総称する。）又はカントリー・リスク・スコアとは、それぞれ標準的手法採用最終指定親会社<sup>（一）</sup>が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用最終指定親会社が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業向けエクスポージャー）

第三十七条 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。第二百四十五条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、第三十二条又は第三十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（リスク・ウェイトのみなし計算）

第四十三条の四 「略」

4 この章及び第五章第二節第一款において格付、個別格付（特定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。）、債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。）、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとは、それぞれ標準的手法採用最終指定親会社<sup>（一）</sup>が設ける第一項に規定する基準において当該標準的手法採用最終指定親会社が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とする。

（不動産取得等事業向けエクスポージャー）

第三十七条 第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであつて、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの（前条に規定するものを除く。）のリスク・ウェイトは、第三十二条又は第三十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

（リスク・ウェイトのみなし計算）

第四十三条の四 「同上」

2 「略」

3 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)(の合計額)」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

4 「略」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)(の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる

2 「同上」

3 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第二号に掲げる額を除く。)(の合計額)」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

4 「同上」

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第二号に掲げる額を除く。)(の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる

調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「略」

7 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派

調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

6 「同上」

7 前項の場合において、標準的手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該標準的手法採用最終指定親会社を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派

生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

〔8〕10 略〕

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十五条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ 〔略〕

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―10(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

ハ 〔略〕

〔五〕七 略〕

生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額」と読み替えるものとする。

〔8〕10 同上〕

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第六十五条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第三十条又は第三十一条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第三十二条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十条第一項第一号において同じ。)が2―2、4―3又は6―3(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以上であるもの

ハ 〔同上〕

〔五〕七 同上〕

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間		
	ボラティリティ調整率		
	特定の発行体の場合(パーセント)	特定の発行体以外	特定の発行体以外
	証券化エーセント	証券化エーセント	証券化エーセント
	クロスパー)	クロスパー)	クロスパー)
	ジャー以	ジャー以	ジャー以

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 「同上」

- 一 「同上」

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間		
	ボラティリティ調整率		
	特定の発行体の場合(パーセント)	特定の発行体以外	特定の発行体以外
	証券化エーセント	証券化エーセント	証券化エーセント
	クロスパー)	クロスパー)	クロスパー)
	ジャー以	ジャー以	ジャー以

信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年以下	〇・五	一	二	外の場合 (パーセ ント)
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年超五 年以下	二	四	八	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年超五	三	六	十二	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年以下	一	二	四	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	五年超	六	十二	二十四	

信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年以下	〇・五	一	二	外の場合 (パーセ ント)
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年超五 年以下	二	四	八	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年超五	三	六	十二	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	一年以下	一	二	四	
信用リスク区分が1 1、2、1、4、 1、5、1、6、1 、6、2、6、3、 6、4若しくは7、 1の場合又は第六十 五条第三号に該当す る場合	五年超	六	十二	二十四	

合又は第六十五号 第五号の条件を満 たす場合		[略]
<p>(注) [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(プロテクションを提供した場合)</p> <p>第百十二条 標準的手法採用最終指定親会社がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合には、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。</p> <p>「項を削る。」</p>		

たす場合		[同上]
<p>(注) [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>(プロテクションを提供した場合)</p> <p>第百十二条 標準的手法採用最終指定親会社がファースト・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバティブに格付を付与しているときは、当該標準的手法採用最終指定親会社は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第五章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。</p> <p>2   前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、標準的手法採用最終指定親会社は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずる</p>		

(プロテクションを提供した場合)

第百十四条 第百十二条の規定は、標準的手法採用最終指定親会社  
がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによ  
ってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合  
において、同条中「ファースト・トウ・デフォルト型クレジット  
・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォルト型ク  
レジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算  
出するものとする」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算  
出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となりう  
る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバタイ  
ブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウ  
ェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が  
最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク  
・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとす  
る。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセッ  
トの額の合計額)

第百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・ア  
セットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

ことにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。  
い。

(プロテクションを提供した場合)

第百十四条 第百十二条の規定は、標準的手法採用最終指定親会社  
がセカンド・トウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによ  
ってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合  
において、同条第一項中「ファースト・トウ・デフォルト型クレ  
ジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トウ・デフォル  
ト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク  
・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リ  
スク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテ  
クションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、  
当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテ  
クション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク  
・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーに  
ついて削減される信用リスク・アセットの額を控除することがで  
きる」と読み替えるものとする。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセッ  
トの額の合計額)

第百二十八条 「同上」



一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 [略]

三 第五章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

四 [略]

五 [略]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

一 内部格付手法採用最終指定親会社が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額（購入債権、リース料（第百五十一条第一項に規定するリース料をいう。）、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。）、第百四十三条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十六条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びにその他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

二 [同上]

[号を加える。]

三 [同上]

四 [同上]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

第三百三十四条 [略]

〔2〕4 略〕

5|| 事業法人等向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

6|| [略]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百二十二条 [略]

2 [略]

3 リテール向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

〔項を削る。〕

第三百三十四条 [同上]

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

5|| [同上]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第四百二十二条 [同上]

2 [同上]

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用最終指定親会社は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4|| 前項の規定により推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADとは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に

4|| 「略」

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十四条 「略」

2 「略」

3 前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百二十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第四号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百三十四条第六項又は第百四十二条第四項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする

対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法採用最終指定親会社が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

5|| 「同上」

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットのみなし計算)

第四百四十四条 「同上」

2 「同上」

3 前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該内部格付手法採用最終指定親会社を裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二百二十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とあるのは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引については、第百三十四条第五項又は第百四十二条第五項の規定により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、同条第二号中「と読み替えるものとする」とあ

「とあるのは」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 内部格付手法採用最終指定親会社が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たつては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定める手法により算出するものとする。

「一・二 略」

「号を削る。」

5 「略」

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等

るのは」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする」と読み替えるものとする。

4 「同上」

「一・二 同上」

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる証券化エクスポージャー 第二百三十四条に規定する外部格付準拠方式

5 「同上」

6 「同上」

の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあつては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 「略」

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用最終指定親会社とみなして、第二百二十八条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第三号中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。）の額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第三章第六節」と、「同節」とあるのは「当

一 「同上」

二 証券化エクスポージャー 前項の第三者を当該証券化エクスポージャーを直接保有する内部格付手法採用最終指定親会社とみなして、第二百二十八条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額（当該額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。）と、「内部格付手法による」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあつては、第二百三十四条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「第六節」とあるのは「第三章第六節」と、「同節」とあるのは「当

該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「第二節」とあるのは「第三章第二節」と、「第三節」とあるのは「第三章第三節」と、「第四節」とあるのは「第三章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

〔略〕

8 前項の場合において、内部格付手法採用最終指定親会社が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

一 〔略〕

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなし

該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「第二節」とあるのは「第三章第二節」と、「第三節」とあるのは「第三章第三節」と、「第四節」とあるのは「第三章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7

〔同上〕

8

〔同上〕

一 〔同上〕

二 証券化エクスポージャー 当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなし

て、第二百二十八条の規定（第三号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条第三号中「信用リスク・アセット」とあるのは「信用リスク・アセット（同章第二節第二款）に規定する外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出したものに限る。」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第三章第六節」と、「同条第一号中「第二節」とあるのは「第三章第二節」と、「第三節」とあるのは「第三章第三節」と、「第四節」とあるのは「第三章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9〕11 略〕

て、第二百二十八条の規定（第一号に係る部分に限る。）を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法（証券化エクスポージャーにあつては、第二百三十四条に規定する外部格付準拠方式に限る。）により」と読み替えるものとする。

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー当該内部格付手法採用最終指定親会社を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法採用最終指定親会社とみなして、第十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第二号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、「第六節」とあるのは「第三章第六節」と、「同条第一号中「第二節」とあるのは「第三章第二節」と、「第三節」とあるのは「第三章第三節」と、「第四節」とあるのは「第三章第四節」と、「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百四十八条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

〔9〕11 同上〕

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十七条 「略」

〔2・3 略〕

4 先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第三百三十三条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの推計値に代えて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項第一号に規定する長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 略〕

(購入債権における保証の取扱い)

第五十条 「略」

〔2～4 略〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合には、内部格付手法採用最終指定親会社は

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第四百四十七条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 先進的内部格付手法採用最終指定親会社は、第三百三十三条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの推計値に代えて適格事業法人等向けエクスポージャープールに対応する長期的な損失率（以下「長期的な損失率」という。）をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第九十四条第一項第一号に規定する長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

〔5～9 同上〕

(購入債権における保証の取扱い)

第五十条 「同上」

〔2～4 同上〕

5 購入債権のデフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法採用最終指定親会社は、



、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、証券化取引が行われたものとみなして信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、第五章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百二十五条第五項の規定にかかわらず、裏付産の加重平均LGD (LGD) は、次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

$$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百四十条第一項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

6) 購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当する場合であつて、内部格付手法採用最終指定親会社が同号に規定する譲渡人であるときは、当該内部格付手法採用最終指定親会社は譲渡した債権のデイスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として取り扱うものとする。

当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD (LGD) は次の算式により算出する値をいうものとする。

$$\text{LGD} = \left( \frac{\text{デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right)$$

$$\times (\text{デフォルト・リスクに係る第二百四十条第一項に定めるLGD}) + \left( \frac{\text{希薄化リスクに係る所要自己資本の額}}{\text{購入債権に係る所要自己資本の額}} \right) \times (\text{百パーセント})$$

「項を加える。」

第五章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十四条 第三章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章に定めるところによる。ただし、前章の規定のうち、第一百七条、第一百十条及び第二百十一条の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百三十二条第一項の $\frac{1}{2}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\frac{1}{2}$ を算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

「条を削る。」

第五章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十四条 第三章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章に定めるところによる。

(千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百二十五条 次に掲げるものは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。

一 この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイ

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十五条 最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

一 「略」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百四十五条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。）による意見書を具備していること。

トが適用される証券化エクスポージャー

二 信用補完機能を持つM20ストリップス

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くことができる。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百二十六条 最終指定親会社等は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であつて、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 「同上」

二 当該最終指定親会社等が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、最終指定親会社等の倒産手続等においても当該最終指定親会社等又は当該最終指定親会社等の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該最終指定親会社等から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権

この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 略〕

〔三・四 略〕

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の信用力の向上を目的として、当該最終指定親会社等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 略〕

六 〔略〕

七 当該証券化取引に係る契約において、前号イからハまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

八 一以上のリボルビング型の信用供与を原資産を含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該最終指定親会社の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていな

を有しているものとみなす。

〔イ・ロ 同上〕

〔三・四 同上〕

五 〔同上〕

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該最終指定親会社等が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

〔ロ・ハ 同上〕

六 〔同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

い」と。

イ 当該最終指定親会社の保有する持分が当該最終指定親会社以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該最終指定親会社の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

ロ 当該最終指定親会社の持分が当該証券化取引における劣後部分を構成する状況において、当該最終指定親会社の持分を当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更

ハ イ及びロ以外の方法により当該最終指定親会社の持分の損失リスクを増加させる変更

九|| 「略」

2 第三章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と、第七百七条及び第七百八条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間のうち最も長いもの」と読み替える

七|| 「同上」

2 第三章第六節の規定は、前項第六号若しくは第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第九十条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第九十八条第二号中「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

るものとする。

一 「略」

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引における最終指定親会社の持分を実質的に劣後させる効果をもたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保権若しくはプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 略」

三 「略」

3|| 前二項に掲げる要件を満たす証券化取引が早期償還条項を有する場合であつて、当該早期償還条項が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、オリジネーターである最終指定親会社は、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 原資産の補充が行われる仕組みの取引であつて、原資産の補充が停止し、かつ、早期償還により最終指定親会社が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場

一 「同上」

二 「同上」

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、若しくは原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補充の提供が終了する条項又はこれらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

「ロ」ホ 同上」

三 「同上」

「項を加える。」

合

二 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型（信用供与の期間及び額が定められているものをいう。）の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである最終指定親会社に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである最終指定親会社の権利を実質的に劣後させない場合

三 最終指定親会社が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォーマンス又は当該原資産の譲渡人である最終指定親会社の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

4||  
「略」

（証券化取引のデュー・デイリジェンス等）

第二百二十六条 最終指定親会社は、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計測手法を適用することができる。

一 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

二 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資

3||  
「同上」

「条を加える。」

- 
- 産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 三 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。
- 四 最終指定親会社が、第一条第二号の二イ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 五 前各号に掲げる条件を満たすための管理規程等を作成していること。
- 2 次節の規定にかかわらず、最終指定親会社は、前項各号に掲げるいずれかの条件を満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
- 3 最終指定親会社は、第一項の場合において、当該最終指定親会社が証券化エクスポージャー（第二百二十九条に規定する証券化エクスポージャーを除く。）を保有する証券化取引のオリジネーター（当該最終指定親会社がオリジネーターである場合を含む。）が次に掲げるいずれかの条件を満たしていることを確認すること。
-



---

とができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて第二節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値（千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント。）を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。

一 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトランシェを均等に保有し（信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。）、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェが五パーセント未満であつて、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以

---

上であること。

四 当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百二十六条の二 最終指定親会社は、一の証券化取引（再証券化取引を除く。）において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額（第二百二十六条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。）の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーの裏付資産に係る所要自己資本の額（最終指定親会社が内部格付手法採用最終指定親会社であった、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当する場合には、自己を標準的手法採用最終指定親会社とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。）の合計額に当該最終指定親会社の持分比率（一のトランシェについて当該最終指定親会社が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額を上限とすることができる。

一 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いて

「条を加える。」

リスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

二 最終指定親会社が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー

三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法採用最終指定親会社が、第十三条第一項に規定する信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー（第十三条第一項に規定する新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。）

2 前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該最終指定親会社の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額× $K_P$ × $P$

$K_P$ は、裏付資産に係る所要自己資本率（裏付資産のプールがIRBプールである場合にあつては第二百三十二条の規定に基づいて算出される $K_{IRB}$ を、SAプールである場合にあつては第二百四十三条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ を、混合プールの場合にあっては裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を満た

す部分について第二百三十二条の規定に基づいて算出される $K_{ITD}$ と当該部分以外の部分について第二百四十三条の規定に基づいて算出される $K_{SA}$ とを、それぞれの部分のエクスポージャー額で加重平均して得られる値とする。) )

Pは、トランジェゴとに算出した当該最終指定親会社の持分比率のうち最大のもの

3 第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補充機能を持つヘトリップスは、証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。

(重複するエクスポージャーの取扱い)

第二百二十六条の三 最終指定親会社は、一の証券化取引において保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該最終指定親会社が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱うことができる。この場合において、当該最終指定親会社は、これらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

「条を加える。」

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額  
トの額  
第一款 総則

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百二十六条の四 最終指定親会社は、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乘以得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 信用補完機能を持つHコトリップス 千二百五十パーセント
  - 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト
- 2 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。
- 一 最終指定親会社が保有するオン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額
  - 二 オリジネーターである最終指定親会社が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額  
トの額  
第一款 標準的手法の取扱い

〔条を加える。〕

- 
- 原資産の譲渡時に行ったディスクアウントの額（返金を要しないものに限る。） 当該証券化取引について最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャー（この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。）の額
- 3 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。
- 一 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
  - 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセント
- 4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、S A I C C R、期待エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるものとする。
- 5 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法採用最終指定親会社又は内部格付手法採用最終指定親会社が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又は自己の算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。た
-

だし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。」

（標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット）

**第二百二十七条**

標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。
- イ オリジネーターのとき。

6-1	信用リスク区分	二十	四十
	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント）の場合）	再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）	

				ロ イ以外のとき。			
信用リスク区分	6-3	6-2	6-1	6-5	6-4	6-3	6-2
証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く（パーセント））の場合（パーセント）	百	五十	二十	千二百五十	百	百	五十
再証券化エクスポージャーの場合（パーセント）	二百二十五	百	四十				二百二十五



信用リスク区分		証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く(パーセント)) 。の場合 (パーセント)		再証券化エクスポージャーの場合 (パーセント)	
7-4	千二百五十	二十	四十	二十	四十
7-3	百	五十	百	二十	百
7-2	百	百	百	二十	百
7-1	百	百	百	二十	百
6-5	千二百五十	二十	四十	二十	四十
6-4	千二百五十	五十	百	二十	百

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

---

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合

二 最終指定親会社等が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合

三 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であつて、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第九十八条各号のいずれにも該当しない場合

3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして最終指定親会社等が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

二 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。

四 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して

---

付与された格付が、当該最終指定親会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与（第六項において「流動性補完等」という。）に基づき付与されたものではないこと。

4 第二項第二号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

一 最終指定親会社が、同種の証券化エクスポージャーに対して利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が付与する格付を継続性をもって利用すること。

二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて、個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。

三 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。

四 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

五 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。

六 最終指定親会社が、第一条第二号のニイ又はロの規定により

- 
- 再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。
- 七 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。
- 五 第十九条の規定は、最終指定親会社が複数の適合格付機関の格付を利用しており、当該適合格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 六 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して当該最終指定親会社により流動性補完等が提供されている場合であつて、当該流動性補完等が当該最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。
- 七 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付（同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次
-

---

条及び第二百三十二条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー(証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの(再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に再証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。)をいう。以下同じ。)であること。

二 最終指定親会社(当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること)。

8 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分

---

「条を削る。」

が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められること。

二 最終指定親会社等が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。

9 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとするができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百二十八条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

一 適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセント

二 無格付の適格流動性補完 五十パーセント

三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセント

「条を削る。」

2 最終指定親会社等は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを連結自己資本規制比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百二十九条 最終指定親会社等がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該最終指定親会社は、被保証券権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により、信用リスク・アセットを算出しなければならぬ。

2 第三章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十条第一号中「超えていないこと」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとす」と、第九十八条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格

「条を削る。」

格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的の導管体を除く」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

**第二百三十条** 最終指定親会社等は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的の導管体に対して、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を



上限とする。

一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により最終指定親会社等が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合

二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである最終指定親会社等に遡及しない場合

三 最終指定親会社等が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合

四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である最終指定親会社等の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合

2 前項の「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に定める掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消し可能な場合 (パーセント)	上記以外の場合 (パーセント)
--	-------------------------------	--------------------

七十五未満五十以	百未満七十五以上	百三十三・三三三未 満百以上	百三十三・三三三以 上	の割合	リテール向 トランプینگ・ポ インント（エクセス ・スプレッドの留 保が求められてい ない証券化取引で は、トランプینگ ・ポイントの値は 四・五パーセント とする。）に対す る三月の平均エク セス・スプレッド	掛目
十	二	一	零			掛目

掛目…九十

右記以外の 場合			
	掛目…九十	二十五未満	五十未満二十五以上
	掛目…九十	四十	二十
	掛目…九十		

(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

リテール向		
トラッピング・ポ	任意の時期に無条件で取消し可能である場合 (パーセント)	
掛目		
掛目…百		上記以外の場合 (パーセント)

				場合	け エ ク ス ポ イ ン ト （ エ ク セ ス ） の 留 保 が 求 め ら れ て い な い 証 券 化 取 引 で は 、 ト ラ ッ ピ ン グ ・ ポ イ ン ト の 値 は 四 ・ 五 パ ー セ ン ト と す る 。 ） に 対 す る 三 月 の 平 均 エ ク セ ス ・ ス プ レ ッ ド の 割 合
上	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百以上	百三十三・三三以上	零
	五十	十五	五		

第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い

第一目 総則

(リスク・ウェイトの算出)

第二百二十七条 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、第二目から第七目までに定めるところによりリスク・ウェイトを算出するものとする。

2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(リスク・ウェイトの算出方式の判定)

右記以外の 場合	五十未満	掛目…百
	百	
		掛目…百

第二款 内部格付手法の取扱い

「目名を付する。」

「条を加える。」

第二百二十八条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用

するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法標準方式を用いるものとする。

2 SPプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百三十七条に規定する推定格付が存在する場合 外部格付標準方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法標準方式

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム（ABCPの満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、金融庁長官の承認を受けた場合に限り、標準的手法標準方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。

4 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第七十三号に掲げる要件を満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法標準方式

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSPプールと

「条を加える。」

みなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式

5 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準拠方式を用いるものとする。

(金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百二十九条 最終指定親会社が、その保有する証券化エクスポージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在する場合 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト

第二目 内部格付手法準拠方式

「条を加える。」

「目名を付する。」

(リスク・ウェイト)

第二百三十条 内部格付手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

一 デタッチメント・ポイント (B) (第二百三十四条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (B) をいう。以下同じ。) が  $K_{REB}$  (第二百三十二条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{REB}$ )) をいう。以下同じ。) 以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント (B) (第二百三十四条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント (B) をいう。以下同じ。) が  $K_{REB}$  以上の場合 次条の規定により算出される  $K_{REB}$  超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA} (K_{min})$ ) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が十五パーセントを下回る場合にあっては、十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) が  $K_{REB}$  未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント (B) が  $K_{REB}$  を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が十五パーセントを下回

「条を加える。」



る場合にあつては、十五パーセント)

$$RW = \left[ \left( \frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

$K_{SSFA(K_{IRB})}$  は、次条の規定により算出される $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率

( $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ ))

第二百三十一条 前条第二号及び第三号に規定する $K_{IRB}$ 超過部分の所要自己資本率( $K_{SSFA(K_{IRB})}$ )は、次に掲げる算式により算出される値をいふ。

$$K_{SSFA(K_{IRB})} = \frac{e^{au} - e^{at}}{a(u-1)}$$

$$a = - \left( 1 / (p \cdot K_{IRB}) \right)$$

$$u = D - K_{IRB}$$

$$t = \max(A - K_{IRB}, 0)$$

e、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

eは、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

Aは、アタツチメント・ポイント(A)

Dは、デタツチメント・ポイント(D)

pは、第二百三十五条の規定により算出されるパラメーター

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{IRB}$ ))

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十一条 内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が第一款に定める標準的手法の対象である場合には、当該標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、最終指定親会社等がオリジネーターであるときは、第一款に定める標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

4 第二百二十七条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十二条 証券化エクスポージャーがISBプールに係る証券

化エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率(第231条)は、裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む)以下この条及び次条において同じ。)について内部格付手法により算出される所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の(第231条)の算出に当たって、証券化目的導管体が存在する場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要ではないことが明らかでないエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。

4 第一項の(第231条)の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これ

第二百三十二条 内部格付手法採用最終指定親会社は、格付又は第

二百三十四条第二項に規定する推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

2 第二百二十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

4 内部格付手法採用最終指定親会社は、ABCPプログラム(ABCPの満期が一年以内のものに限る。)に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。

5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

らの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 | 第一項の $2$ の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 | 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案しないものとする。

7 | 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。

8 | 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー（次の算式の $2$ が九十五パーセント以上となるものに限る。）である場合には、前二条の $2$ は次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率 =  $d \times K_{IRB} + (1-d) \times K_{SA}$

d、 $K_{IRB}$ 及び $K_{SA}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

dは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

$K_{IRB}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たす部分について前項までの規定を準用して算出される $K_{IRB}$

$K_{SA}$ は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第七十三号に掲げる要件のいずれかを満たさない部分について第二百四十三条の規定により算出される $K_{SA}$

( $K_{IRB}$ 算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

第二百三十三条 内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項の $K_{IRB}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $K_{IRB}$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が次に掲げる性質を全て有する事業法人等向けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が当該原資産プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者に係るデフォルト・リスクを評価することが困難

(所要自己資本の上限)

第二百三十三条 内部格付手法採用最終指定親会社が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものことができる。

2 前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百二十五条第一項第二号に掲げる項目に係る額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

な場合であつて、第三項により準用される規定に定める要件及びその他関連する内部格付手法の最低要件を全て満たすときは、第百四十五条及び第百四十七条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産プールの PD、LGD、EAD 及び実効マチュリティを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり、及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャープール」とあるのは「原資産プール」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーの」とあるのは「、原資産プールの事業法人等向けエクスポージャーの」と、「当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「、当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージャー」と、第百四十七条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「ELITE<sup>TM</sup>」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーの ELITE<sup>TM</sup>」と、同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」と、同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・アプローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエク

「スポージャー」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごと」とあるのは「事業法人等向けエクスポージャーごと」と、同条第九項中「内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「当該証券化目的導管体」と、「前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリテイ」とあるのは「前項の規定により算出される実効マチュリテイ(マセ)」と読み替えるものとする。

一 オリジネーター(第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社から独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。

二 原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であること。

三 証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社が、証券化取引に係る契約条件に従って当該内部格付手法採用最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールからの元利払の全額について権利を有すること。

四 原資産プールの分散度が高いこと。

2 内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項の $\text{A}$ 及び同条第八項に掲げる算式の $\text{B}$ の算出のために裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産のエクス

ポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向けエクスポージャーによつて構成されており、かつ、当該内部格付手法採用最終指定親会社が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部データを一次的な情報源として利用することができない場合であつて、次項により準用される規定に定める要件及びその他関連するリテール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件を全て満たすときは、第四百四十五条及び第四百四十八条の規定を準用して得られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。この場合において、これらの規定中「購入債権のプール」とあり、及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは「原資産プール」と、第四百四十八条第一項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プール」のリテール向けエクスポージャー」と、同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポージャー」と、「この節」とあるのは「この項」と、「EAD」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのEAD」と、同条第三項中「当該プール」とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるものとする。

3 | 第二百六条から第二十條までの規定は、第一項及び前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定（第二百七条第一項及び第二十條第四項第五号を除く。）中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百六条中「購入債権のうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダ

ウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百七条第一項及び第四項中「*Eligible Institution*」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの*Eligible Institution*」と、同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債権」とあるのは「オリジネーター（第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者を除く。以下この目において同じ。）が原資産プールを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、「場合又は*Eligible Institution*」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーの*Eligible Institution*」と、「購入リテール向けエクスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーに*Eligible Institution*」と、「*Eligible Institution*」とあるのは「*Eligible Institution*又は原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャーの*Eligible Institution*」と、「適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール」とあるのは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、同項並びに第二百十条第一項、第四項及び第六項中「購入債権の質」とあるのは「原資産の質」と、第二百七条第三項中「当該購入債権の譲渡契約」とあるのは「証券化取引に係る契約」と、「当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポ



「ジョーの種類、額、契約期間中の当該エクスポージャーの質」と、「当該購入債権に関連する」とあるのは「当該原資産プールに関連する」と、第二百八条第一項及び第二百九条中「購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、第二百八条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについては」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、同条第二項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と、「譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、同条第三項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、第二百十条中「購入リテール向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー」と、「購入債権の債務者」とあるのは「原資産の債務者」と、「購入債権の債権者から債務者」とあるのは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する事業法人等向けエクスポージャー」と、「購入債権の管理」とあるのは「原資産プールの管理」と、「購入債権の請求」とあるのは「債権の請求」と、「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第三項中「購入債権の元利払い」と

あるのは「その保有する証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い」と、「譲受人である内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社又は証券化目的導管体」と、「当該購入債権が」とあるのは「原資産プールが」と、「当該購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「譲受人の」とあるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社の」と、「当該購入債権の譲渡」とあるのは「当該原資産プールに係る証券化取引」と、同条第四項中「債務者への信用供与」とあるのは「原資産の債務者への信用供与」と、「購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、「購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、「購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、「購入債権の譲渡人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原資産に供される条件」と、同条第五項中「当該購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」と、「購入債権の適格性」とあるのは「原資産の適格性」と、「購入債権について」とあるのは「原資産について」と、「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、同条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」と、同条第七項中「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産の購入」と読み替えるものとする。

4 第三項の規定により読み替えて準用する第二百十条第三項が第

七項（第三号を除く。）までの要件を満たすに当たり、証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法採用最終指定親会社自らが満たすことができない場合には、当該内部格付手法採用最終指定親会社に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこれらの要件を満たすことを妨げない。

（アタッチメント・ポイント（E）及びデタッチメント・ポイント（D））

第二百三十四条 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるアタッチメント・ポイント（E）は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額及び当該保有する証券化エクスポージャーと同順位であるトランシェ（自己が保有する証券化エクスポージャーの額を含む。）の残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値（当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。）とする。

2 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるデタッチメント・ポイント（E）は、証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値

（外部格付準拠方式）

第二百三十四条 内部格付手法採用最終指定親会社が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）の場合	再証券化エクスポージャーの場合	Nが六以	Nが六以	Nが六未
			当該再証券	当該再証券	当該再証券

- 3| (当該値が零を下回る場合にあっては、零とする。)とする。  
前二項において証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定(信用補完を提供するものに限る。次項において同じ。)にその構成資産を含めることができる。
- 4| 第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとして取り扱うものとする。

8   3	8   2	8   1	上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーによる場合を含む。	上の場合	満の場合	化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーによる場合を含む。	化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーによる場合を含む。
十	八	七	(パーセント)	(パーセント)	(パーセント)	ト)	ト)
十八	十五	十二					
三十五	二十五	二十					
三十五	二十五	二十	ト)			ト)	
五十	四十	三十	ト)			ト)	

8   12	8   11	8   10	8   9	8   8	8   7	8   6	8   5	8   4
千二百五十	六百五十	四百二十五	二百五十	百	六十	三十五	二十	十二
					七十五	五十	三十五	二十
	七百五十	五百	三百	二百	百五十	百	六十	四十
八百五十	六百五十	五百	三百五十	二百二十五	百五十	百	六十五	

(注) Nとは、第二百三十九条第一項又は第三項に定める式により算出される値をいう。次号及び第二百八十条の三において同じ。

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところ

るによる。

信用リ スク区 分	証券化エクスポージャー（再証 券化エクスポージャーを除く。 ）の場合	再証券化エクスポー ジャーの場合
		再証券化エクスポー ジャーの場合
Nが六以 上であり 、かつ、 当該証券 化エクス ポージャー が最優 先証券化 エクスポ ージャー （内部評 価方式に よる場合 を含む。 ）である 場合 （パーセ ン	Nが六以 上の場合 （パーセ ン	当該再証券 化エクスポ ージャーが 最優先証券 化エクスポ ージャー（ 内部評価方 式による場 合を含む。 ）である場 合（パーセ ン
	Nが六未 満の場合 （パーセ ン	当該再証券 化エクスポ ージャーが 最優先証券 化エクスポ ージャー（ 内部評価方 式による場 合を含む。 ）でない場 合（パーセ ン

7-4	六十	七十二	七十二	二十	三十	ント)
7-3	七十五	二十	三十五	四十	六十五	
7-2	百五十					
7-4	千二百五十					

2

次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー（第二百三十二条第二項において準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この条において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証

券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百二十七条第四項に規定する証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用最終指定親会社は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

4 第二項各号に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

第二百三十五条 内部格付手法採用最終指定親会社が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は第二号に定めるところにより算出する。

一 信用リスク・アセット＝所要自己資本の額×12.5

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ  $0.0056 \times T$  (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあつては、 $0.016 \times T$ )

(パラメーター (p) )

第二百三十五条 第二百三十一条の「パラメーター(p)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{RB} + D * \frac{LGD + E * M_T}{LGD + E * M_T})]$$

N、LGD及びM<sub>T</sub>はそれぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びEは次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャーの実効的な個数

LGDは、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重平均LGD



M<sub>1</sub>は、第八項の規定により算出される証券化エクスポートジャーの  
残存期間

	原資産が事業法人等向けエクスポートジャーである場合	原資産がリテール向けエクスポートジャーである場合			
	$\overline{N}$ が25未満で、かつ、証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーである場合 $\overline{N}$ が25未満で、かつ、証券化エクスポートジャーでない場合 $\overline{N}$ が25以上かつ、証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーである場合 $\overline{N}$ が25未満で、かつ、証券化エクスポートジャーでない場合	$\overline{N}$ が25未満で、かつ、証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーである場合 $\overline{N}$ が25以上かつ、証券化エクスポートジャーが最優先証券化エクスポートジャーである場合 $\overline{N}$ が25未満で、かつ、証券化エクスポートジャーでない場合 $\overline{N}$ が25以上かつ、証券化エクスポートジャーでない場合			
$\overline{a}$	$\overline{0}$	$\overline{0.11}$	$\overline{0.16}$	$\overline{0.23}$	$\overline{0}$

この式においては、(T) は、第二百三十八条の規定により算出したエクスポートジャーの厚さを表すものとする。以下同じ。

$$\text{ロ } S [L+T] - S [L]$$

この式においては、(L) は、第二百三十七条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。以下同じ。

2 担保と償還の「担保還元 (S [x])」及び「償還」の還元及び償還。

$$SI[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{ のとき}) \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20(1 - e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB}/LGD)^N$$

$$c = K_{IRB}/(1 - h)$$

$$v = \frac{(LGD - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - LGD)K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left( \frac{v + K_{IRB}^2 - c^2}{1 - h} \right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)^c - 1}{f}$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{IRB}; a, b])$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b])L + \text{Beta}[L; a, b]c)$$

この式において、Beta [L; a, b]、K<sub>IRB</sub>、N、LGDは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Beta [L; a, b] Lで評価したパラメータa及びbをもつ累積ベ

B	$\frac{3.65}{2.61}$	$\frac{2.87}{2.35}$		
C	$\frac{\Delta 1.85}{\Delta 2.91}$	$\frac{\Delta 1.03}{\Delta 2.46}$	$\frac{\Delta 7.48}{\Delta 5.78}$	
D	$\frac{0.55}{0.68}$	$\frac{0.21}{0.48}$	$\frac{0.71}{0.55}$	
E	$\frac{0.07}{0.24}$			$\frac{0.27}{0.27}$

2) IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター(D)を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター(C)とする。

3) 第二百二十八条第四項第一号の規定に基づき、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(B)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たす部分のみを対象として算出するものとする。

4) 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数」

ータ分布

$K_{\text{reg}}$  次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百三十九条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

LGD 第五十條第五項又は第二百四十條の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD

3) 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4) 前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のデイスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

）」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD<sub>i</sub>は、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）のEAD

5 | 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD (LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）の加重平均LGD

6 | 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であつて、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百五十条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

7 | 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付

資産総額に占める割合 (C) が 0・0三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数 (N) は、次の算式で求められる値とし、LGDは 0・五〇とすることが出来る。ただし、C以外のC<sub>i</sub>が明らかでない場合は、Nを1/C<sub>1</sub>とする事が出来る。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \cdot \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C<sub>m</sub>は、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

8

第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間 (年)」は、次に掲げるいずれかの計算方式を用いて算出される期間 (一年を下回る場合にあつては一年とし、五年を超える場合にあつては五年とする。) とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。

一 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = \frac{\sum_t t \cdot CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF<sub>t</sub>は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支払われるキャッシュ・フロー

二 証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

M<sub>L</sub>は、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間（年）

### 第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百三十六条 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める比率とする。

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又はロに定めるところにより算出される比率

イ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信

「目名を付する。」

(所要自己資本率 (K<sub>req</sub>))

第二百三十六条 前条第二項の「所要自己資本率 (K<sub>req</sub>)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関する証券化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。

3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間（前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間（三）をいう。以下この目及び第二百四十五条の二において同じ。）の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

信用リスク区分		証券化エクスポージャーの残存期間	
		一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6   1	15	20	20
6   2	15	30	30
6   3	25	40	40
6   4	30	45	45

4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。

6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5
三百八十	三百十	二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十
四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十

6   17	四百六十	五百五
6   18	千二百五十	

ロ 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が十五パーセントを下回る場合にあつては、十五パーセントとする）とする。

$$R \times [1 - \min(T; 50\%)]$$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

Tは、当該証券化エクスポージャーのデータタッチメント・ポイント(D)からアタッチメント・ポイント(A)を控除して得られる数値



信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	70
6-2	15	90
6-3	30	120
6-4	40	140
6-5	60	160
6-6	80	180
6-7	120	210
6-8	170	260
6-9	220	310

6-10	330	420
6-11	470	580
6-12	620	760
6-13	750	860
6-14	900	950
6-15	1050	
6-16	1130	
6-17	1250	
6-18	1250	

二 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短期格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分の区分に応じ、次の表に定める比率

信用リスク区分	リスク・ウエイト（パーセント）
7-1	十五
7-2	五十
7-3	百
7-4	千二百五十

2 | 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー（格付（次条に規定する推定格付を含む。）及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウエイトを下回る場合は、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウエイトとする。

（推定格付の利用に関する運用要件）

第二百三十七条 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位である

（信用補完レベル（C））

第二百三十七条 第二百三十五条第一項第二号ロの「信用補完レベル」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自

もの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付（第四号において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満たすものであること。

四 最終指定親会社（当該無格付の証券化エクスポージャーの順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。）

（外部格付の利用に関する運用要件等）

第二百三十八条 証券化エクスポージャー（参照証券化エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。）に適格格付機関の格

己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。

3 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つヘドストリップスを計算に含めてはならない。

4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要連結自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（ロ））

第二百三十八条 第二百三十五条第一項第二号イの「エクスポージャーの厚さ」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して

付が付与されている場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当該証券化エクスポージャーについて当該格付が付与されていないものとみなす。

一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。

二 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第九十八条に掲げるもの（以下この号において「適格保証人等」という。）に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。

2 | 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして最終指定親会社が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。

当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 第四十六条から第五十四条までの規定は、エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーを計算する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは、「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

- 二 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠（証券化取引に関する分析内容を含む。）とともに公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
- 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
- 四 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該最終指定親会社による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。
- 三 第十九条の規定は、最終指定親会社が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 四 第十六条の規定は、最終指定親会社が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、同条第四項中「この章」とあるのは「第五章」と読み替えるものとする。
- 五 最終指定親会社の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセ

ツトの額を算出することができる。

#### 第四目 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百三十九条 内部格付手法採用最終指定親会社は、金融庁長官の承認を受けた場合には、内部評価方式により証券化エクスポージャー(ABCプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであって無格付のものに限る。)のリスク・ウェイトを算出することができる。

「目名を付する。」

(エクスポージャーの実効的な個数(Σ))

第二百三十九条 第二百三十五条第二項の「エクスポージャーの実効的な個数(Σ)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EADは、裏付資産に含まれる特定種田のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャー)のエクスポージャーとみなす。)のEAD

2 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージャーのEADを用いる。

3 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏付資産総額に占める割合(%)が明らかなる場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数(N)を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(承認申請書の提出)

第二百三十九条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受けようとする内部格付手法採用最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 内部評価制度（最終指定親会社がBCPプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日

二 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

「条を加える。」



第二百三十九条の三 金融庁長官は、内部評価方式の使用について

第二百三十九条の承認をしようとするときは、内部格付手法採用最終指定親会社が内部評価方式の使用を計画するBCPプログラムの運営が次項に規定する「BCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該内部格付手法採用最終指定親会社による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか（次条において「承認の基準」という。）を審査するものとする。

2 前項の「BCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百三十八条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。
- 二 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- 三 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。
- 四 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

「条を加える。」

- 
- 五 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がBCBプログラムに組み込まれていること。
- 七 ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。
- 八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。
- 3 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該BCBプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
-

- 
- 二 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の最終指  
定親会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、か  
つ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったも  
のであること。
  - 三 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内  
部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定めら  
れていること。
  - 四 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレ  
ス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関（内部評価  
のプロセスにおいて評価の対象とするABCプログラムにおいて  
購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするBCBの格付を  
行っているものに限る。）が公表している評価基準以上に保守  
的なものであること。
  - 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されて  
いる場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信  
用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を  
要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
  - 六 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格  
付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付  
を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の  
取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくABCPに内部評  
価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合には、  
この限りでない。
-

七 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は最終指定親会社内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。

八 前号に掲げる監査を行う者が、最終指定親会社内の顧客対応及びBCDを担当する営業部門から独立していること。

九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。

十 ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百三十九条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届けるものとする。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 承認の基準に適合しない事由が生じた場合

2 前項第三号の規定による届出を行う場合には、内部格付手法採

「条を加える。」

用最終指定親会社は、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百三十九条の五 金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法採用最終指定親会社が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合で、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不相当と判断したときは、第二百三十九条の承認を取り消すことができる。

(リスク・ウェイト)

第二百三十九条の六 内部格付手法採用最終指定親会社は、第二百三十九条の承認を受けた場合には、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付に紐付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百三十六条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

第五目 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔目名を付する。〕

(裏付資産の加重平均LGD (LGD))

第二百四十条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

一 デタッチメント・ポイント(D)が $K_A$ （第二百四十二条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率( $K_A$ ))をいう。以下同じ。）以下の場合 千二百五十パーセント

二 アタッチメント・ポイント(E)が $\Sigma$ 以上の場合 次条の規定により算出される $\Sigma$ 超過部分の所要自己資本率( $K_{SSFA(K_A)}$ )に十二・五を乗じて得られる比率（当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント）

三 アタッチメント・ポイント(E)が $\Sigma$ 未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント(D)が $\Sigma$ を超える場合 次に掲げる算式により算出される比率（当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあつては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回る場合にあつては十五パーセント）

$$RW = \left[ \left( \frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[ \left( \frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_A)} \right]$$

$K_{SSFA(K_A)}$  は、次条の規定により算出される $K_A$ 超過部分の所要自己資本率

第二百四十条 第二百三十五条第二項の「裏付資産の加重平均LGD(LGD)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD<sub>i</sub>は、第i番目のホームローンジャー（同一債務時に対する債務のホームローンジャーのホームローンジャーとみなす。）のLGD、購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGDを第二百五条第五項に掲げる算式により算出される値とする。

3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、LGDを百パーセントとする。

4 第二百五条第五項ただし書の規定は、内部格付手法採用最終指定親会社が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーの当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合について準用する。

2| 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合（第二百三十七条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。）であつて、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最も劣後するもの（以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。）について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3| 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。  
。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4| 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定する~~は~~は、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごとに~~は~~を算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で

加重平均した値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分については $K$ を算出するに当たっては、同条、第二百四十二条及び第二百四十四条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率(ⅳ)は、零とする。

( $K$ :超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_A)$ ))

第二百四十一条 前条第一項第二号及び第三号の $K$ 超過部分の所要自己資本率 ( $K_{SSFA}(K_A)$ ) は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$K_{SSFA}(K_A) = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

$$a = -\frac{1}{(p \cdot K_A)}$$

$$u = D - K_A$$

$$l = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及び $K_A$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

e)は、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

A)は、アタツチメント・ポイント(A)

D)は、デタツチメント・ポイント(D)

p)は、1(ただし、再証券化エクスポージャーについては1.5とする。)

( $LGD$ 及び $LGD$ )の計算における簡便法)

第二百四十一条 第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーであるときは、同条第二項の $\alpha$ 及び $\beta$ は、零とすることができる。

2 第二百三十九条第三項の(シ)が $0 \cdot 0$ 三以下の場合は、前条第一項の $LGD$ は $0 \cdot 50$ とし、エクスポージャーの実効的な個数(ニ)は、第二百三十九条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とすることができる。ただし、 $C_m$ が明らかでない場合は、エクスポージャーの実効的な個数(ニ)を $C_m$ とする(ハ)とすることができる。

$$N = \left( C_1 C_m + \left( \frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

$C_m$ は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順に $m$ 個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合



$K_A$ は、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の  
所與自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ))

第二百四十二条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 ( $K_A$ ) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) 及び第二百四十四条の規定により算出される原資産プールの延滞率 ( $W$ ) を用いて、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$$

2 前項の $W$ を算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポージャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式により $W$ を算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定する $W$ 及び次条に規定する $K_{SA}$ をそれぞれ算出するものとする。

(内部評価方式)

第二百四十二条 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しようとするときは、金融庁長官の承認を受けなければならない。

2 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二十三十四条第一項各号の表に掲げる信用リスク区分に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不相当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

$$K_A = \left( \frac{EAD_{subpool\ 1}}{EAD_{Total}} \times K_A^{subpool\ 1} \right) + \frac{EAD_{subpool\ 2}}{EAD_{Total}}$$

$EAD_{Subpool\ 1}$ 、 $EAD_{Subpool\ 2}$ 、 $EAD_{Total}$ 及び $K_A^{Subpool\ 1}$ は、それぞれ次に掲げるものとする。

$EAD_{Subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

$EAD_{Subpool\ 2}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

$EAD_{Total}$ は、裏付資産のエクスポージャーの総額

$K_A^{Subpool\ 1}$ は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算出した $K_A$

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ))

第二百四十三条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 ( $K_{SA}$ ) は、SAプール又は混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のエクスポージャー(オフ・バランス取引に係るエクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十三条 内部格付手法採用最終指定親会社は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

- 一 ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。

二 ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該BCPプログラムの購

を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとす。

2 前項の算出に当たって、証券化目的の導管体が存在する場合には、当該証券化目的の導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかでないエクスポージャーについては、この限りでない。

3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する最終指定親会社  
が裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。

4 第一項の算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引（クレジット・デフォルト・スワップを除く。）が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエクスポージャーの総額に含めないものとする。

5 第一項の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額（返金を要しないものに限

入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の最終指定親会社の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。

四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。

五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、当該適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行っているものに限る。

六 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されており、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな適格格付機関のみを選択することとなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変

る。)を勘案しないものとする。

更する必要性について検討するものであること。

八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて、適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき、金融庁長官の承認を受けた場合は、この限りでない。

九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は最終指定親会社内の信用評価若しくはリスク管理部門が、内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。

十 前号に掲げる者が顧客対応及びBCPを担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は、必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

(原資産プールの延滞率(三))

第二百四十四条 第二百四十二条第一項の原資産プールの延滞率(三)は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第三十八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げるいずれかの事由が発生した場合のエクスポージャーの総額を、原資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案すること。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するため、エクスポージャーのプールごとに、購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が、ABCプログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十四条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について、百パーセントの掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条の規定により信用リスク・アセットの額を計算する場合に所要自己資本率を計算することができないときは、

由

- 二 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

#### 第六目 リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

第二百四十五条 最終指定親会社は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であつて、その裏付資産の構成を常に把握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

- 一 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化エクスポージャーである場合 第四章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイト

当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

「目名を付する。」

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百四十五条 第二百二十八条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。この場合において、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

として使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

二 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーである場合 第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、最終指定親会社が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第七十三号に掲げる要件を満たすものにあつては第四章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあつては第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

四 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、最終指定親会社が外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第三章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したり

スク・ウェイト

第七目 適格STC証券化エクスポージャー

(適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

第二百四十五条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、第二目から前目までの規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセントとする。

一 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第二目の規定を準用する。この場合において、第二百三十五条第一項に規定するパラメーター (a) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により算出される値とする。

$$p = \max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * \underline{LGD} + E * M_T) * 0.5]$$

この式において、 $K_{IRB}$ にあつては第二百三十二条に定めるところ

「目を加える。」



るにより、N、LGD、M、A、B、C、D及びEにあつては第二百三十五条に定めるところによる。

二 外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百三十六条第一項の規定は、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

イ 適格格付機関の付与する格付又は第二百三十七条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百三十六条第一項第一号イの表中「

信用リスク 区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	一年 (パーセント)	五年 (パーセント)
6—1	十五	二十
6—2	十五	三十
6—3	二十五	四十

6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5	6   4
二百五十	二百	百六十	百四十	百二十	九十	七十五	六十	五十	四十	三十
二百八十	二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	七十	六十五	五十	四十五

信用リスク 区分		6-1	6-2	6-3	6-4
証券化エクスポージャーの残存期間	一年 (パーセント)	十	十	十五	十五
	五年 (パーセント)		十五	二十	二十五

「とあるのは、」

6-15	6-16	6-17	6-18
三百十	三百八十	四百六十	千二百五十
三百四十	四百二十	五百五	

6   16	6   15	6   14	6   13	6   12	6   11	6   10	6   9	6   8	6   7	6   6	6   5
三百四十	二百八十	二百二十五	百七十	百三十五	百二十	七十	五十五	四十五	三十五	三十	二十
三百八十	三百五	二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	八十五	六十五	五十五	四十	四十	三十

6—17	四百十五	四百五十五
6—18	千二百五十	

」と読み替えるものとする。

ロ 適格格付機関の付与する格付又は第二百三十七条に規定する推定格付が長期格付であつて、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーでない場合 第二百三十一  
六条第一項第一号ロの表中「

信用リスク 区分	証券化エクスポージャーの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6—1	15	70
6—2	15	90
6—3	30	120
6—4	40	140

6 – 5	60	160
6 – 6	80	180
6 – 7	120	210
6 – 8	170	260
6 – 9	220	310
6 – 10	330	420
6 – 11	470	580
6 – 12	620	760
6 – 13	750	860
6 – 14	900	950
6 – 15	1050	

6-16	1130
6-17	1250
6-18	1250

「 証券化エクスポート 」

信用リスク 区分	証券化エクスポートの残存期間	
	1年 (パーセント)	5年 (パーセント)
6-1	15	40
6-2	15	55
6-3	15	70
6-4	25	80
6-5	35	95

6-6	60	135
6-7	95	170
6-8	150	225
6-9	180	255
6-10	270	345
6-11	405	500
6-12	535	655
6-13	645	740
6-14	810	855
6-15	945	
6-16	1015	
6-17	1250	



7-1	信用リスク区分	十	リスク・ウェイト（パーセント）
「とあるのは、」			
7-4	7-3	7-2	7-1
千二百五十	百	五十	十五
信用リスク区分			
リスク・ウェイト（パーセント）			
<p>ハ 適格格付機関の付与する格付又は第二百三十七条に規定する推定格付が短期格付の場合 第二百三十六条第一項第二号の表中「</p> <p>」と読み替えるものとする。</p>			
6-18	1250		

7-2	三十
7-3	六十
7-4	千二百五十

「と読み替えるものとする。

三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。

この場合において、第二百四十一条中「1（ただし、再証券化エクスポージャーについては1.5とする。）」とあるのは「0.5」と読み替えるものとする。

2 第六目の規定は、前項各号の場合において準用する。

3 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる全ての要件を満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引（ABCP及びABCPプログラム）における証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。）に係るエクスポージャーをいう。

一 原資産の特性が同質であること。

二 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績（延滞状況を含む。）に関する情報入手可能である

---

こと。

三 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

四 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルト時の回収不能額の著しい増加を示す証拠を認識している債権又は強制執行、差押え若しくは仮差押えが行われている債権が含まれていないこと。

五 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年間の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けている又は債務者につ

---

---

いて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

六 原資産プールを構成する債権が当該プールに含められる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

七 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

九 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ

---

- 
- 、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。
- 十 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。
- 十二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。
- 十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。
- 十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。
- 十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な
-

- 
- 態様で保有していること（第二百二十六条第三項各号に掲げる  
いずれかの条件を満たしていることを含む。）。
- 十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件を具備して  
いること。
- イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂  
行できる能力及び十分な実績を備えていること。
  - ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トラン  
シエの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定され  
ていること。
  - ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
- 十八 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。
- イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
  - ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項
- 十九 投資家が次に掲げる情報を入力可能であること。
- イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支  
払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）
  - ロ 原資産に係る延滞状況等
- ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
- 二十 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資  
産を確定する基準日をいう。以下この項において同じ。）にお  
いて、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではな  
く、かつ、第三章の規定により算出される原資産のリスク・ウ  
ェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場
-

---

合にあつては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン  
当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

二十一 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが当該証券化取引における最劣後部分を十パーセント以上保有している場合にあつては、二パーセント）以下であること。

二十二 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

---

第三款 信用リスク削減手法

(証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)

第二百四十六条 最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保(証券化目的導管体から提供される担保を含む。)による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

一 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担保

イ 第六十六条に規定する適格金融資産担保

ロ 第三百三十三条第四項に規定する適格資産担保

二 当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第六十五条に規定する適格金融資産担保(包括的手法を用いる場合にあつては、第六十六条に規定する適格金融資産担保)

2 | 第三章第六節並びに第三百三十条第一項及び第四項の規定は、第

「款名を付する。」

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百四十六条 第二百二十八条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合について準用する。



一項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十八条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社等を含む」とあるのは「関連会社等を含み、証券化目的導管体を除く」と、第七百七条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあつては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。次条において同じ。）」と、第三百三十条第一項中「前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、同条第四項中「第一条から第五十五条まで」とあるのは「第一条、第四百四条、第四百五条」と読み替えるものとする。

3 | 第三章第六節の規定は、第一項第一号イ及び第二号の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、同節中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と、第九十条第一

号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間（一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百七条及び第百八条において同じ。）」と読み替えるものとする。

4 第百三十三条第四項の規定は、第一項第一号ロの規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第百三十三条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー（劣後債権を除く。）」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

（比例的な信用リスク削減手法の取扱い）

第百四十七条 最終指定親会社が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法（信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエク

（内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第百四十七条 第百三十条第一項、第三項及び第四項、第百三十三条第三項から第五項並びに第百三十四条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法について準用する。この場合において、これらの規定中「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

スポンジジャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 最終指定親会社が、保有する証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

第二百四十八条 最終指定親会社が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法(エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該最終指定親会社が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を当初の証券化取引(当該証券化エクスポージャ

2 前項の場合において、信用リスク削減手法の効果は、証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に達するまで、当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、当該各号に定める割合で適用する。

- 一 信用リスク削減手法が、ファースト・ロスを引き受ける場合  
証券化エクスポージャーの額に対して当該信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が、一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百四十八条 第二百三十条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条中「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の場合において、投資家の持分に対する信用リスク・ア

1の組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。）において組成された一のトランシエとみなすものとする。

2 最終指定親会社が、保有する証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

3 前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を勘案した結果として、最終指定親会社が保有する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があるときは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数のトランシエとみなしてこの章の規定を適用し、当該部分の信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

4 最終指定親会社が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分（次項及び第六項において「みなしトランシエ」という。）に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格付手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・ウェイトを適用する場合には、当初の証券化取引における全ての裏付資産を対象として第二百三十二条に規定する<sup>㉑</sup>又は第二百四十三条に規定する<sup>㉒</sup>を算出するものとし、かつ、みなしトランシエごとにアタッチメント・ポイント<sup>㉓</sup>及びデ

セットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に、第一項において準用する第二百三十条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

タッチメント・ポイント(三)を算出するものとする。

5| 最終指定親会社が多数の階層に分割される前の当初の証券化エクスポージャー(以下この項及び次項において「当初の証券化エクスポージャー」という。)自体の信用リスクを負っているとは仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百二十八条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる最終指定親会社が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

一| 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト

二| 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 第二款第三目又は第二百四十五条の二の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト(外部格付準拠方式の適用に当たっては、最終指定親会社が保有する階層の「一」(第二百三十六条第一項第一号に規定する「一」)を使用するものとする。)

三 前二号のいずれにも該当しない場合 第二款第五目又は第二百四十五条の二の規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定めるリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 最終指定親会社が前二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該最終指定親会社が保有するみなしトランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わないものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「略」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、かつ、第四十九条第一項（第三百三十四条第六項又は第四百二十二条第四項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、最終指定親会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について、第二百五十条の承認を受けており、かつ、第四十九条第一項（第三百三十四条第五項又は第四百二十二条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

「一〇三 略」

(証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、最終指定親会社証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百二十六条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百六十条又は第二百六十一条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイトを乗じて得た額を個別リスクの額とする。

2 前項の規定により最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第五章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百二十六条の四第一項中「次款の規定」とあるのは「次款(第七目を除く。)の規定」と読み替えるものとする。

「一〇三 同上」

(標準的手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク)

第二百八十条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付けの場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)
6-1	一・六	三・二
6-2	四	八

7   4	7   3	7   2	7   1	信用リスク 区分	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポー ジャーを除く。)の場合 (パーセント)	再証券化エクスポージャー の場合 (パーセント)	6   5	6   4	6   3
百	八	四	一・六				百	二十八	八
	十八	八	三・二					五十二	十八

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。



（証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク）  
 第二百八十条の三 第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

（内部格付手法採用最終指定親会社における証券化エクスポージャーの個別リスク）

第二百八十条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法採用最終指定親会社が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

信用リスク区分	証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く。）	再証券化エクスポージャーの場合	
	場合		
分	Nが六以上あり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方）
	Nが六以上あり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方）
	Nが六以上あり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方）
	Nが六以上あり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー	Nが六未満の場合	当該再証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方）

8   7	8   6	8   5	8   4	8   3	8   2	8   1	ポージャー （内部評価 方式による 場合を含む ）である 場合 ト） （パーセン
四・八〇	二・八〇	一・六〇	〇・九六	〇・八〇	〇・六四	〇・五六	
六・〇〇	四・〇〇	二・八〇	一・六〇	一・四四	一・二〇	〇・九六	
		二・八〇			二・〇〇	一・六〇	
十二・〇〇	八・〇〇	四・八〇	三・二〇	二・八〇	二・〇〇	一・六〇	式による場 合を含む。 ）である場 合 ト） （パーセン
十八・〇〇	十二・〇〇	八・〇〇	五・二〇	四・〇〇	三・二〇	二・四〇	式による場 合を含む。 ）でない場 合 ト） （パーセン

		8 — 12	8 — 11	8 — 10	8 — 9	8 — 8
信用リ スク区 分 化エクスポ ージャーを 除く。の 再証券化 エクスポ ージャーの 場合	Nが六以上 であり、か	百・〇〇	五十二・〇〇	三十四・〇〇	二十・〇〇	八・〇〇
	Nが六以 上の場合		六十・〇〇	四十・〇〇	二十四・〇〇	十六・〇〇
	Nが六未 満の場合		六十八・〇〇	五十二・〇〇	四十・〇〇	二十八・〇〇
	当該再証券 化エクスポ		〇	〇	〇	〇
当該再証券 化エクスポ	〇	〇	〇	〇	〇	

二 短期格付の場合のリスク・ウエイトは、次の表に定めるところによる。

7-4	7-3	7-2	7-1	
百・〇〇	四・八〇	〇・九六	〇・五六	つ、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
	六・〇〇	一・六〇	〇・九六	（パーセント）
		二・八〇	一・六〇	（パーセント）
	十二・〇〇	三・二〇	一・六〇	エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）
	十八・〇〇	五・二〇	二・四〇	エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー（内部評価方式による場合を含む。）でない場合（パーセント）

「条を削る。」

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

第二百八十条の四 第二百二十七条第二項から第六項まで及び第二百五十九条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百二十七条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十条の二及び第二百八十条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が証券化エクスポージャーに係る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付（前項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。）の証券化エクスポージャーについて、第二百三十五条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

3 第一項の規定により読み替えて準用する第二百二十七条第二項

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の四 「略」

及び前項の規定にかかわらず、最終指定親会社は、第二百六十条又は第二百六十一条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ(当該無格付の証券化エクスポージャーに係る証券化取引に関する全ての証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーが含まれる階層及び当該階層より劣後する階層に含まれる全ての証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

第二百八十条の五 「同上」

<p>2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>2 この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。</p> <p>3   信用補完機能を持つノストリップスについては、第二百二十五条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	